

第4期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1 これまでの計画について

【地域福祉計画とは】

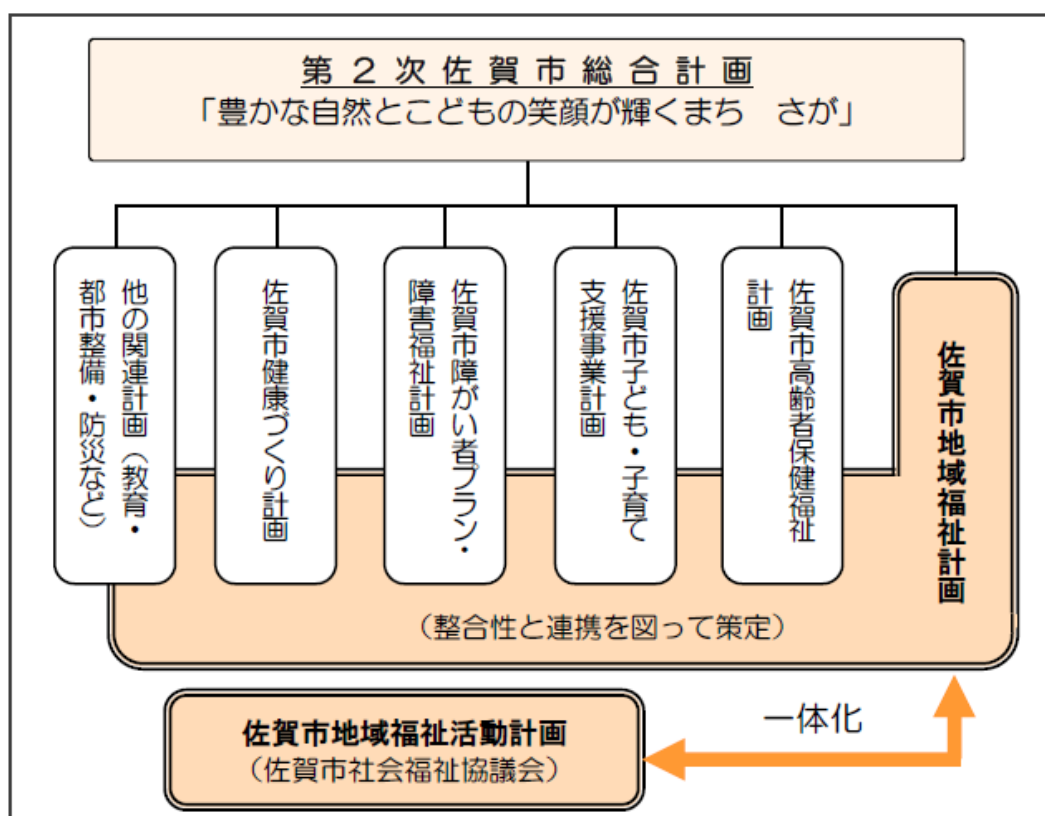
社会福祉法第107条に基づき、地域の助け合いによる福祉(地域福祉)を推進するため、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を作る計画。

【地域福祉活動計画とは】

社会福祉法第109条に基づき、社会福祉協議会が地域福祉の推進役となり、地域住民やボランティア団体などが相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画。

○高齢者、障がい者、子どもなどの各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、整合性と連携を図りながら策定。

＜第3期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ＞



2 地域共生社会の実現に向けて

《現状と課題》

○少子高齢・人口減少

少子高齢化や人口減少という課題に加え、単身世帯の増加や社会的孤立など、人々が暮らしていく中で、持続可能な地域社会の存続が危ぶまれています。

○地域や家庭におけるつながりの希薄化

最近では、地域・家庭などにおいて、人々の生活における支え合いの基盤が弱まってきています。この人と人とのつながりが弱まることで、課題を抱えた人々がますます孤立化し、深刻化しているケースが増えています。

○複合的な課題や制度の狭間の問題への対応

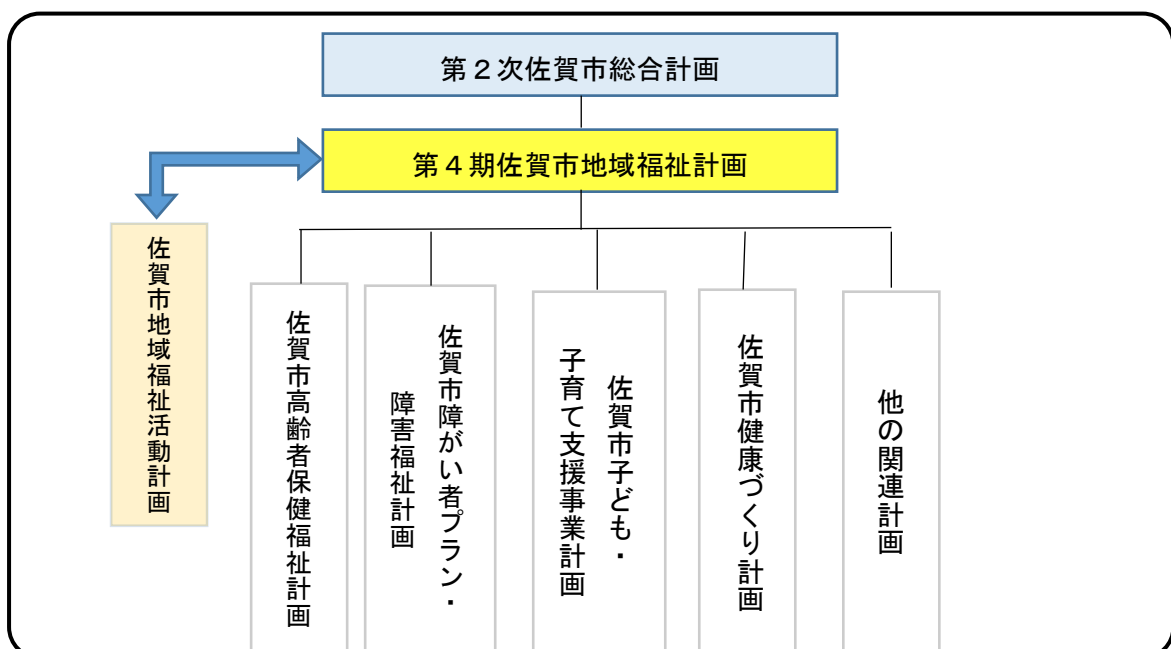
これまでは、サービスを必要とする個人に対し、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など、対象者別・制度別に公的支援の整備がなされてきました。しかしながら、昨今、8050問題やダブルケアなどをはじめとした複合化した課題や、そもそも公的支援がない狭間への課題に対する解決が難しくなってきました。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、人々が抱える地域生活課題を解決するためには、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備を図るとともに、地域力を強化していく必要があります。

3 法改正に伴う計画の位置付けについて

【上位計画としての位置づけ】

改正社会福祉法第107条に基づき、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を本計画に盛り込むことで、各福祉に関する計画の上位計画と位置づける。



【関係する各福祉計画との調整】

上位計画とされることに伴い、庁内各課が所管する各福祉計画との調和を図った上で策定する。具体的には、各課担当職員と調整会議を行い連携を図りつつ、計画を策定していく。

4 新たに計画に加えることとされた事項

【他の計画と共通して取り組む事項】（改正法第 107 条）

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項を盛り込む

【包括的な支援体制の整備に関する事項】（改正法第 106 条の3 第 1 項）

- ・ 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等
- ・ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- ・ 市町村における包括的な相談支援体制の構築

5 第4期の計画期間

- ・ 第4期の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間の予定です。

H20～H22	H23～H27	H28～R2	R3～R7
第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画

6 第4期計画の策定スケジュールについて

R2.3	R2.4～6	R2.7～9	R2.10～12	R3.1～3
第2回委員会（アンケート結果報告）	第3回委員会（計画骨子検討）	第4回委員会（素案審議①） 第5回委員会（素案審議②）	第6回委員会（計画最終案決定）	第7回委員会（パブリックコメント実施後最終）